

FCPA の執行再開

- 政策転換により国家安全保障・カルテル・米国の経済的利益を優先

リチャード・P・ドノヒュー、アダム・ゴールドバーグ、ジェフリー・J・アイザント

- 2025 年 6 月 9 日、米国司法省 (DOJ) は、大統領令第 14209 号の内容を実施するための新たなガイドラインを発表しました。同大統領令は、海外腐敗行為防止法 (FCPA) に基づく新規の捜査を一時的に停止し、現在進行中の事案の見直しを求めるものでした。
- 新ガイドラインは、FCPA の執行を再開し、その方針の転換を反映しており、米国の国家安全保障に直接的な影響を与える事案、米国の経済的競争力を損なう事案、国際的な犯罪脅威に関連する事案、または個人による重大な刑事行為を含む事案に重点を置くとしています。これらの要素を欠く事案については、優先順位が下げられる見込みです。
- DOJ は、過去に日本企業に対して提起されたような FCPA 事案については、引き続き追及するものと見られます。具体的には、日本企業が米国の輸出規制の対象となる製品や技術を含む取引に関連して贈賄を行った場合や、米国企業の入札機会を妨げる形で政府契約を獲得するために贈賄を行った場合などが該当します。

新ガイドラインの概要

本年 6 月 9 日に発表された新ガイドラインの下で、検察当局は今後、マネーロンダリングや汚職に関与する外国公務員との関連が認められる場合において、特にカルテルや国際犯罪組織に関連する贈賄事案に一層注力する方針です。

この取組みは、カルテルを外国のテロ組織として指定し、その国際的な活動を解体しようとするランプ政権の広範な方針と同様の方向性に基づくものです。カルテルの影響を受けているとされる地域、特に中南米で事業を展開する企業は、業務において犯罪組織や不正に関与した政府機関との接点が生じうる場合、今後より厳格な監視を受けることが予想されます。また DOJ は、贈賄によって米国企業が国際市場における公正なアクセスを妨げられる事案を優先的に扱う方針であり、これは米国の商業的利益保護に重点を置く方向への転換を意味します。したがって米国企業に対する明確な経済的損害の兆候がない事案は、従来よりも優先度が下がることになります。さらに、少額の贈答品や慣習的なビジネス上の軽微な接待などについては、今後、執行の優先事項とはみなされないでしょう。

他方、DOJ は、高額な贈賄、巧妙な隠蔽行為、贈賄スキームに関連する詐欺、司法妨害などの重大な不正行為に注力する方針です。新ガイドラインは、信頼に足る外国当局が当該行為について起訴・訴追を行う意思および能力を有する場合には、DOJ が執行を見送る可能性があることも示唆しています。起訴するか否かの裁量権は引き続き重要な要素であり、すべての捜査は、連邦起訴の原則 (Principles of Federal Prosecution) を含む DOJ の方針と整合する必要があります。

大統領令 14209 号の指示に基づき、DOJ の刑事局は、180 日の間にすべての進行中の FCPA 捜査を検討しています。2025 年 6 月 10 日の発言において、刑事局長マシュー・R・ガレオッティ氏は、DOJ がすでに新ガイドラインで示された基準を用いて、係属中の各 FCPA 事案について継続または終了するかの判断を行っていることを明らかにしました。DOJ による新ガイドラインに沿った事案の再検討期間中、国際的な事業活動や FCPA で広く定義される公務員との関係を有する企業は、引き続きコンプライアンスリスクの評価、内部統制の強化、そして判明した不正行為の是正に努めるべきです。

DOJ による今回の FCPA 執行方針は、過去よりも狭く対象を限定する可能性があります。FCPA の文言に基づく幅広い執行の裁量権を DOJ が引き続き有していることに変わりはありません。ガレオッティ氏が発言の中で強調したとおり、「優先事項とは、他の行為に対する執行を除外することを意味するのではなく、優先事項を先行して執行する」ことを意味します。

また、時効は多くの場合、大統領任期を超えて適用され、一定の条件下では中断されることもあるため、現在の不正行為が将来的にも長期にわたり責任リスクを生じさせる可能性があります。さらに、FCPA に違反する不正行為は、詐欺、組織犯罪、マネーロンダリングなどの他の米国法にも違反する可能性があり、連邦・州いずれの検察当局もこれらの法律を用いて贈賄事案を追及することができます。加えて、米国証券取引委員会 (SEC) は、FCPA に関連する民事訴訟を上場企業に対して提起する際に、必ずしも DOJ の方針に拘束されるものではありません。これと並行して、英国の重大不正捜査局 (Serious Fraud Office) をはじめとする海外当局も、独自の執行強化の方針を明確に打ち出しています。ガレオッティ氏は、刑事局が「外国当局や米国の規制機関と連携し、関係国や規制機関が自国の利益を守り、責務を遂行できるよう支援を惜しまない」とも述べました。

日本企業への影響

DOJ の優先事項の見直しは、日本企業にとっても重要な意味を持ちます。これまで複数の日本企業が FCPA に基づく捜査の対象となり、中には 1 億ドルを超える多額の罰金を科された事例も存在します。過去の FCPA 事例で問題となった日本企業の行為は、今回見直された DOJ の執行範囲にも引き続き該当する可能性があります。特に、違法とされる贈賄が、エネルギー、インフラ、高度技術といった米国の国家安全保障や国際競争力に関連する分野に及ぶ場合には、その可能性が高まります。たとえば、米国の管轄権との間に十分な関連性が認められる場合、日本企業が第三国の政府契約を受注するために贈賄を行い、米国企業の入札機会を奪ったとされる場合には、米国の経済的競争力に関する観点から、FCPA の適用対象となる可能性があります。また、中南米当局との不正な取引が行われた場合には、カルテルや国際犯罪組織に対する DOJ の重点施策に関連して、調査対象となる可能性もあります。

今回示された DOJ の新たな執行優先事項に照らし、日本企業であっても、これを執行基準の緩和と捉えるべきではありません。DOJ は依然として重大な違反に対して追及する権限を保持しており、これに加えて SEC や州当局、海外の規制当局などによる複数の法制度が適用される場合もあり、外国公務員に対する贈賄は引き続き重大な法的リスクとなっています。したがって、日本企業

は、コンプライアンス体制を継続的に監視し、脆弱性を特定し、不正行為に対して確固たる姿勢で対応すべきです。国際取引に関与する企業、特に米国との接点を持つ日本企業や米国市場に上場している企業にとっては、自社の腐敗防止体制の強化が、執行体制が変化する環境下において法的リスクを最小限に抑える鍵となります。

本稿の原文(英文)につきましては、[DOJ Refocuses FCPA Enforcement on National Security, Cartels and U.S. Business Interests](#) をご参照ください。

本稿の内容に関する連絡先

Richard P. Donoghue

richard.donoghue@pillsburylaw.com

Adam Goldberg

adam.goldberg@pillsburylaw.com

Jeffrey J. Izant

jeffrey.izant@pillsburylaw.com

奈良房永（日本語版監修）

fusae.nara@pillsburylaw.com

東京オフィス連絡先

白井 勝己

katsumi.shirai@pillsburylaw.com

サイモン・バレット

simon.barrett@pillsburylaw.com

松下 オリビア（日本語対応可）

olivia.matsushita@pillsburylaw.com

ニューヨークオフィス連絡先

秋山 真也

shinya.akiyama@pillsburylaw.com

Legal Wire 配信に関するお問い合わせ

田中里美

satomi.tanaka@pillsburylaw.com

This publication is issued periodically to keep Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP clients and other interested parties informed of current legal developments that may affect or otherwise be of interest to them. The comments contained herein do not constitute legal opinion and should not be regarded as a substitute for legal advice.

© 2025 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP. All Rights Reserved.